

[1197]

氏名（生年月日）	シノ ハラ 篠 原 亘	ワタル (1987年7月10日)
学位の種類	博士(法学)	
学位記番号	法博甲第118号	
学位授与の日付	2017年3月16日	
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項	
学位論文題目	アメリカ合衆国における大陪審の二重の機能にみる 日本の検察審査会との比較可能性についての研究	
論文審査委員	主査 椎橋 隆幸	
	副査 中野目 善則・柳川 重規	

内容の要旨及び審査の結果の要旨

I 本論文の構成

篠原 亘 氏より博士（法学）の学位を請求して提出された論文は「アメリカ合衆国における大陪審の二重の機能にみる日本の検察審査会との比較可能性についての研究」と題するものであり、その構成は次の通りである。

第Ⅰ章 はじめに

第Ⅱ章 連邦大陪審の概要

1. 大陪審の諸原則
2. 大陪審の捜査権限

第Ⅲ章 大陪審の歴史的展開

1. イギリスにおける起源
2. アメリカ合衆国における発展
3. イギリスにおける大陪審の廃止
4. アメリカ合衆国における大陪審の凋落

第Ⅳ章 大陪審の機能—「告発」か「告発の審査」か—

1. 大陪審の機能モデル
2. 大陪審の機能に関する裁判所のアプローチ
3. 大陪審説示にみる大陪審の機能
4. 考察

第Ⅴ章 大陪審の「剣」としての告発機能—PresentmentとReport

1. 「剣」と「盾」—PresentmentとIndictment
2. 「剣」としての Presentment の混乱

- 3. 「剣」としての大陪審報告書 (Grand Jury Report)
- 4. Rocky Flats 事件
- 5. 考察

第VI章 大陪審の「盾」としての告発審査機能—Indictment—

- 1. 「盾」の機能の始期
- 2. 告発審査機能（盾）の有効性
- 3. 考察

第VII章 日本の検察審査会との比較

- 1. 大陪審の二重の機能に見る検察審査会と大陪審の比較可能性
- 2. 陸山会事件
- 3. Presentment から得られる検察審査会への示唆
- 4. 考察

第VIII章 結びに代えて

II 本論文の概要

本論文の各章の概要は以下の通りである。

第I章 はじめに

本章では、本論文の基本的な狙いが明らかにされている。

平成16年の検察審査会法の改正により、我が国の検察審査会には起訴強制権限が付与された。これにより検察審査制度は、「検察の民主化」という検察審査会法の趣旨により忠実なものになったと評価することもできるが、他方で、検察審査会の起訴議決を受けて公訴提起がなされた事件で無罪判決が相次ぎ、検察審査会による起訴強制の実際上の意義、効果が疑問視されるという問題も生じている。起訴・不起訴の判断に民意を反映させるのに、検察審査会に起訴強制権限を与えるだけでよいのか、それともさらなる制度改正を行わなければ、起訴強制制度は実際上機能しないのか、ということが現在問われている。この問題を検討するにあたり、検察審査会制度が英米の大陪審制度に類似した制度であるといわれることから、大陪審制度との比較研究が有益であると思われるが、我が国には大陪審制度に関する研究がほとんど存在しない。それは、検察審査会が検察官の不起訴処分を審査するものであるのに対し、大陪審制度が検察官による起訴すべきとの主張を審査するものと一般に受けとめられているためではないかと篠原氏は推測し、大陪審が歴史上は、犯罪行為の訴追（剣）と、検察官による行き過ぎた刑事訴追からの市民の保護（盾）という二重の機能を果してきたことに着目して、検察審査会制度と大陪審制度の比較可能性を探ろうとする。そして、訴追機能を果たすために大陪審に付与されてきた権限を明らかにすることにより、検察審査会制度改善のための示唆を得ようというのが本論文の狙いであるとされている。

第Ⅱ章 連邦大陪審の概要

本章では、大陪審の機能の本質、すなわち、大陪審が行うのは犯罪を「告発」すること（「剣」の機能）なのか、それとも、検察官の「告発の審査」をすること（「盾」の機能）なのかを探るための前操作業として、連邦大陪審の概要が説明されている。とりわけ、後の議論の展開に不可欠な要素として、（1）大陪審の選任・構成、任期、（2）大陪審手続の関与者、（3）密行性、（4）大陪審手続における検察官の役割、（5）対象者に有利な証拠（*exculpatory evidence*）の取調べ、（6）対象者の大陪審での証言権、（7）審査する証拠の範囲—証拠法則の適用—、（8）裁判所による審査・監督、（9）事案の再提起、及び、大陪審の捜査権限の各要素を中心に制度の説明が行われている。

第Ⅲ章 大陪審の歴史的展開

本章では、大陪審制度の歴史的展開が概観されている。第1にイギリスにおける起源、第2にアメリカ合衆国における発展、第3にイギリスにおける大陪審の廃止、第4にアメリカ合衆国における大陪審の凋落の項目別に、本論文の主たる関心である大陪審の二重の機能の観点から歴史が概観されている。なお、歴史上の個別の重要事項については、後の章において詳述されており、本章では簡潔な記述にとどまっている。

第Ⅳ章 大陪審の機能—「告発」か「告発の審査」か—

本章では、大陪審起訴の本質を明確にするため、大陪審の所属、及び、性質について言及した判例の検討をまず行っている。そして、この点につき、各判例の採る立場は様々であり、比較的近時の判断である *United States v. Williams* に至るまで、判例の立場は依然不明なままである、とする。

そこで、次に、かかる大陪審の機能についての理解が実務面に強く影響する大陪審説示（*Grand Jury Charge*）を分析しているが、説示について論じた裁判例においても、いずれのモデルに立つのかについては見解が分かれているとする。その上で、結局のところ、今日に至るまで大陪審の機能モデルについては不明確なままであると結論づけている。

さらに、こうした混乱の原因につき、以下のようにまとめている。すなわち、本来、大陪審の「剣」とは、自らのイニシアティブで訴追を行う *presentment* を指し、一方で、歴史の途中において発生した *indictment* を「盾」と捉え、これら2つをもって「二重の機能」としていたが、その後「剣」としての *presentment* の権限を失い、「盾」としての *indictment* のみを行使する現在の大陪審に、依然として「盾」と「剣」という「二重の機能」を見出そうとして、訴追の正当性を評価する *indictment* という一つの行為に、（評価の結果）犯罪を「訴追する」という剣と、「訴追しない（=市民を保護する）」という盾の両方の機能があるとの説明がなされたことがその原因であるとする。

第Ⅴ章 大陪審の「剣」としての告発機能—*Presentment* と *Report*

本章では、presentment が事実上廃止されたのに、未だ大陪審は二重の機能を担う制度との認識が大半であることの理由として、presentment の権限の一部が report（大陪審報告書）として現存しているという可能性があることを、report を発する大陪審の権限とその経緯を概観した上で指摘している。そして、このような理解は、近時の裁判例である Rocky Flats 事件の判示にも見て取れるとする。しかしながら、presentment と report では、告発の内容・度合いに歴然たる差があることは明白であり、したがって、大陪審の「剣」（告発）の機能は著しく弱体化しているとする。その上で、すでに失われてしまったものではあるが、presentment という「剣」の機能と検察審査会の果たす機能に比較可能性を見出すことができる、とする。

第VI章 大陪審の「盾」としての告発審査機能—Indictment—

本章では、まず、大陪審が「盾」の機能を担うことになった歴史的経緯について検討している。アメリカ合衆国という国家の形成・確立に伴い、訴追権限が徐々に大陪審から検察官へと移行し、大陪審の存在意義も、犯罪を「告発」（presentment）することから、犯罪を訴追する「検察官を審査」（indictment）することに移行せざるを得なくなり、付随的な効果であったはずの「個人の保護」が徐々に主たる機能となつたとする。そして、本来ならば、大陪審が「剣」の機能から「盾」の機能へと移行してきたことを受け、その手続きを「検察官を審査する」ための「盾」の機能に適した手続きへと最適化すべきであったにも拘わらず、依然として「剣」という概念とそのための手続きを用いてしまった、と指摘している。

次に、indictment に対して現在なされている批判・改革提言について検討し、大陪審の最大の弱点が、検察官からの独立の脆弱性にあるとされているとする。そして、この点、日本の検察審査会は、大陪審のように法的助言者を審査対象たる検察官とはしておらず、検察官からの独立性は高いため、大陪審の最大の弱点を克服しているとする。

第VII章 日本の検察審査会との比較

本章では、検察審査会の起訴議決に法的拘束力が認められるようになり、presentment のように「告発」する「剣」の機能を有することとなったとし、presentment から検察審査会改善のための示唆を得ようと試みている。そして、presentment において重要な要素として、①密行性、②公判前に起訴に申立てを行う権利、③捜査権限を挙げ、このうち③の捜査権限については、検察審査会とは大きく異なることから、有益な示唆を得ることができる可能性があるとする。

若干詳述すると、検察審査会法第 35 乃至第 37 条が定める捜査権限では、いずれも検察官の協力、及び、被処分者の任意の意思に依拠するところが大きく、審査に必要な情報を得ることが困難となっている。これでは、不十分な証拠に依拠して被疑者を起訴してしまうことになったり、あるいは、陸山会事件にみられるように、検察官が創出した違法な証拠であっても、それを鵜呑みにして審査するしかなく、また、検察官が隠匿した証拠については一切知りえないとの問題点がある。これでは、「起訴」するか否か以前に、そもそも責務たる「検察官の判断の審査」すら行えない、とす

る。

そこで、大陪審のように、文書提出命令と罰則付召喚状という裁判所の権限を検察審査会も利用できるようにし、審査に必要な証拠を入手できるようにし、検察審査会の「検察官の審査」と「起訴議決」の精度、及び、その判断への国民の信頼性を高めるべきである、とする。

そして、このような権限の根拠を、「公衆は何人からも証拠を得る権利を有する (the public has a right to every man's evidence) 」との大陪審が依拠してきたコモンロー上の原則が検察審査会にも妥当する点に求めている。

第VIII章 結びに代えて

本章では、上述したような捜査権限を検察審査会に認めることにより、無罪判決が強く予想されるような被疑者の無用・不当な起訴をせず（検察官の判断の妥当性を確認し）、一方では、真に有罪となるべき被疑者を起訴するとの責務を、検察審査会が今以上に、より適切かつより正確に果たすことが可能となると主張し、論文を締めくくっている。

III 本論文の評価

1 検察審査会は、法改正により起訴強制権限が付与されたことから、従前に比べ刑事司法制度においてその重要性を格段に増している。他方で、起訴強制権限を有することになったのに伴い、理論上・実務上の様々な問題が生じており、とりわけ、政治資金規正法違反事件、大規模事故事件など社会的に注目を集めた事件でその権限が行使された結果が、裁判所による無罪判決で終わるなど、その意義、効果が疑問視される事例も出ている。こうした問題についての研究が、現在までのところ、必ずしも十分であるとはいえない状況にあることに鑑みると、本論文が、検察審査会制度設置に当たり参考にされたとされるアメリカ合衆国の大陪審制度について検討を行い、検察審査会制度改善のための示唆を得ようとしているのは、時宜に適ったものであり、実際的意義も大きいものであるといえる。

2 検察審査会制度がアメリカ合衆国の大陪審制度に類似した制度であるといわれつつも、検察審査会が大陪審とは異なり、長い間、その判断に法的拘束力が認められず、勧告的性質を持つものに止められていたためか、あるいは、大陪審が検察官の起訴の判断を審査し、検察審査会が不起訴の判断を審査するという異なる特徴を有しているためか、我が国においては、大陪審についての研究がこれまでほとんどなされないできた。このように、わが国における先行研究がほとんどない中、本論文は、この新たな研究領域に意欲的に取り組み、アメリカ合衆国における大陪審に関する研究書のみならず、イギリス法制史の文献や、英米の判例、連邦刑事訴訟規則など関連資料を涉獵して、比較法研究から日本法への示唆を得ようとしている。この点は、まず高く評価できるものと思われる。

次に、大陪審が犯罪行為の「告発」と検察官による「告発に対する審査」という二重の機能を果たしてきたとの点に関して、アメリカ合衆国では議論が錯綜し、大陪審の意義を見定めるのにも困

難をきたしている面があるが、この点につき篠原氏は、合衆国最高裁判所の判例や連邦下級裁判所の裁判例、様々な裁判における大陪審説示の動向を丹念に追い、その上で、大陪審が presentment（告発）と indictment（告発に対する審査）という別個の制度に関わってきたとの歴史的事実が、presentment を廃止し、大陪審が indictment のみに関わるようになった現在でも影響し、indictment の中に告発と告発に対する審査それぞれの機能を読み込もうとしている点に混乱の原因があるとしている。そして、それを踏まえてアメリカ合衆国の議論を整理し、大陪審報告書（report）という制度の中で、本来の意味での犯罪告発機能が、弱体した形ながら現在でも維持されていると説いている。加えて、アメリカ合衆国においても、環境汚染の問題など政府と地域住民が対立する場面で、大陪審に犯罪行為を告発する役割が依然として期待されていることを論証するなどして、大陪審制度と検察審査会制度が比較可能であることを十分に根拠づけている。このような説明は説得力のあるものと評価できる。

大陪審制度と検察審査会制度の比較可能性を論証した上で、本論文は、次に、大陪審の捜査権限といわれているものの中心が、証人尋問と提出命令の権限であることを明らかにし、検察審査会が検察官の不起訴の決定について審査するにあたり、こうした証拠収集権限を持たなければ問題の根本的な解決にはならないと論じているが、こうした論旨の展開は堅実で説得的であり、結論も妥当なものであるといえる。

以上述べた点からして、本論文は、高い研究水準を示す内容となっているといえる。

3 他方で、本論文には次のような問題点もある。それは、第一に、証人尋問を実施したり提出命令を発する権限を検察審査会に付与し、検察審査会の事実解明機能を強化する必要があるとしても、捜査段階で多くの証拠を警察と検察が収集し保管している現状において、新たな証拠をこうした権限行使することによりどれだけ獲得できるかとの疑問が残り、捜査機関の証拠の隠匿を防ぎ、証拠を開示させる方策を開発することが、別途必要ではないか、というものである。もっとも、この点については篠原氏自身も自覚しており、証人尋問を警察官、検察官に対して行う際に、こうした事柄についても追求し、提出命令を通じて証拠の提出を求めるべきであるとの考えを持っていることが、口述審査において確認された。

第二に、検察審査会による起訴強制の後、公判で無罪判決が出た理由の一つに、起訴を相当とする判断の基準が検察官よりも検察審査会の方が低いということがあるのではないかとも考えられ、そうすると、本論文の提案のように検察審査会の証拠収集機能・事実解明機能を強化しても、起訴強制後の無罪判決という事態は回避できないともいえる。もっとも、この点は、一般に諸外国で起訴の適法性基準とされている「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」を超える「有罪判決を得る確信」をわが国の検察が基準としていることとも関連し、起訴を相当する基準はいかにあるべきかという大きな問題につながるものである。したがって、大陪審制度との比較から検察審査会制度改善の示唆を得ようという本論文の狙いを超えた問題であるともいえる。今後、篠原氏が研究をさらに発展させて取組むべき課題であるといえようか。

このように、本論文には課題が残るとしても、それは今後の研究課題というべきものであり、本

論文が高い研究水準を示すものであるとの評価に変わりはない。

5 結論

以上述べた理由から、審査員全員一致の判断により、本論文は本学の博士（法学）の学位を付与するのにふさわしいとの結論に達した。